

令和五年三月二十二日受領
答弁第一一九号

内閣衆質二二一第一九号

令和五年三月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野博一

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員大西健介君提出いわゆる「残骨灰」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出いわゆる「残骨灰」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「自治体における「残骨灰」の処理に関する実態把握」については、平成三十年七月に、厚生労働省において、火葬場の実態及び残骨灰の処理状況に関する調査を実施したところである。

二及び三について

全ての地方公共団体が火葬場を経営しているわけではないこと等から、全ての地方公共団体を対象とした調査を行うことは考えていないが、火葬場を対象とした残骨灰の取扱いに関する調査を行う予定である。

また、お尋ねの「一定の基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該調査の結果を踏まえた上で、国民の宗教的感情、公衆衛生等の見地から、残骨灰の取扱いに関する課題への対応について検討してまいりたい。